

金朝の外交制度と高麗使節

—— 一二〇四年賀正使節行程の復元試案 ——

豊
島
悠
果

はじめに

一章 麗金關係と外交使節

一節 麗金關係の沿革

二節 麗金間の使節

(1) 使節の種類と派遣時期 (2) 賀生辰使の來賀時期について

二章 金朝の外國使節應接制度

一節 高麗開京から金中都への道程

二節 中都における外交儀禮 —— 宋使節の記録から

三節 一二〇四年高麗賀正使節の行程

(1) 高麗開京から金中都へ (2) 金中都にて (3) 歸路開京へ

おわりに

はじめに

本稿の目的は、高麗・金間の使節往來のあり方について理解を深め、當時の金を盟主とした北東アジアの國際秩序下における外交制度の一端を明らかにすることにある。

高麗王朝は、四七五年にも及んだ統治期間のなかで、後唐・後晉・後漢・後周・宋・遼・金・元・明の冊封を受け、その時々¹の國際状況に應じて巧みに事大外交を展開してきた。宗主國となったこれらの王朝のうち、特に高麗に大きな影響を及ぼしたという點で、宋や元との關係が注目されることが多い。高麗が文化的先進性を認め、國家制度や文化的潮流に大きな影響を及ぼした宋、および従前の宗主國と異なり國內政治にも強く干渉した元との關係を把握することは、高麗時代史研究の要であり、政治・經濟・文化の多方面からの考察が行われてきている。一方、それぞれ百年前後の期間、高麗と宗屬關係にあった遼・金との具體的な通交の様相を把握しようとする試みは、かなり限られていると言わざるをえない。こうした研究状況の中、近年韓國で出版された『高麗と北方文化』^①は、遼・金時代の契丹・女眞との間の制度・思想・文化面における影響關係を評價し、新たな見方を提示しようとした。このような試みが繼續されることが期待される一方で惜しまれることは、考察の前提となるべき實際の人・物の往來の具體的様相の把握が、あまりなされていないことである。むしろそれは史料の制約によるところが大きいのだが、かといって傳存史料が十分に活用されているとはいえない。こうした研究状況をふまえ、本稿では高麗・金間の國家間交流の擔い手であり交易の當事者でもあった外交使節、特に高麗から金に派遣された使節の行程に焦點を當てて考察する。その過程では必然的に、彼らを迎える金側の外交制度についても論及していくことになる。

遣金高麗使節の行程についてうかがい知ることのできる有用な史料として、本稿では、表1に掲げた三三篇の文章を取り上げたい。これらの文章は、全て高麗武臣政權期の文人金克己によって撰述されたものであり、高麗後期に編まれた

表1 金克己が1204年の賀正使節の使行中に撰述した文章

	『四六』	『東文選』	題名
1	9	35	入金謝差接待表
2	9	35	謝賜詔書兼藥物表
3	9	35	謝朝參次客省幕賜酒食衣對表
4	9	35	謝館宴表
5	9	35	謝差館伴表
6	9	35	謝館大宴表
7	9	35	謝花宴表
8	9	35	謝正旦赴御宴表
9	9	35	謝春幡勝表
10	9	42	乞辭表
11	9	35	謝朝辭日衣對鞍馬禮物表
12	9	35	謝館餞宴表
13	9	36	謝離館表
14	9	36	謝差送伴表
15	9	36	謝東京賜餞宴表
16	13		入金使臣回平州狀
17	13		上接待使遠狀
18	13		接待初贈物
19	13		再贈
20	13		館伴初贈物
21	13		再贈
22	13		朝參日客省幕贈物狀
23	13		引進使贈物狀
24	13		押宴官贈物狀
25	13		送伴贈物
26		9	使金過兔兒島鎮寧館
27		9	胡家務館次途中韻
28		9	過東峰館河橋
29		19	鴨江途中
30		19	麟州早發
31		19	鴨江西岸望統軍峰
32		35	癸亥年入北朝賀一使修製本國朝辭日謝表

『東人之文四六』（以下「四六」）、および朝鮮初期の『東文選』に収録されている。このうち、『四六』卷九所載の【一】入金謝差接伴表には、「章宗泰和三年」入金謝差接伴表（神癸亥賀正使李延壽行）（内は細字）というように題の前後に注が附されており、これによって金の章宗泰和三年すなわち高麗神宗六年・癸亥年（一二〇三）に發遣された、李延壽を正使とする賀正使節の行程において撰述されたものであることがわかる。金克己は、書狀官として李延壽に隨行した使節人員であった。この賀正使節は『高麗史』『高麗史節要』には記されないが、『金史』卷六二交聘表下には、泰和四年の項に「正月乙丑朔、高麗司宰少卿李延壽賀正旦」と掲げられており、一二〇三年に高麗を出發し一二〇四年の元旦に金朝廷で稱賀した使節であることがわかる。金は建國直後には上京會寧府を都としていたが、一一五三年に燕京に遷都したから、この使節の目的地は中都燕京であった。朝鮮半島の王朝から派遣された燕行使としては、最も早い時期に屬し、後に元・明・清代と續く燕行使の變遷を考える上でも興味深い事例となろう。

なお正使李延壽は、高麗崔氏政權期の宰相で、この後一二二一年には太尉門下侍郎同中書門下平章事判吏部事となり、門下侍中の任にあつた一二二七年に没した^②。また書狀官として使行中に多くの文章を撰じた金克己は、詩文の才をもって當時名を知られた人物であつたが、官歴はあまり芳しくなかつたようである。死後、執權崔瑀によって刊行された彼の文集『金居士集』の序文によると、壯年になって進士に及第し、老年にさしかかつてようやく義州防禦判官に補任され、その後翰林院の職を受けたという^③。金への派遣は、翰林院の職についた後の時期と考えられ^④、歸國後一二〇九年に死去する。ところで、表1の文章の多くは、使節の詳しい活動内容や日附を含むものではない。そのため、各文章がいつ、どのような状況で書かれたのかを知り、一二〇四年の高麗賀正使節の行程を復元するためには、麗金間の定期使節派遣における慣例、および金の外交使節迎接制度に對する理解が必要である。本章では、まず高麗・金の國家間關係がどのように推移し、その中でどのような使節往來があつたのか、確認しておきたい。

一章 麗金關係と外交使節

一節 麗金關係の沿革

高麗・金間の通交について概観した論考はすでにいくつもあり、特に通交初期に主な交渉課題となった保州（義州）の領有問題が研究關心を集めてきた。^⑥ これらの先行研究の成果を土臺としつつ、本節では、高麗と金の關係がどのように推移したのか、またその中で一二〇三・四年はどのような時期にあたるのか、述べることにする。

十二世紀初、完顔部を中心に女眞族が勃興し、一一一四年に遼の東北諸州を陥落させて翌年金を建國すると、高麗は一一一六年四月には公私の文書から遼の天慶年號を除去し甲子のみを用いることを決めた。^⑦ そして翌一一一七年三月、完顔阿骨打が國書を送り「兄大女眞金國皇帝、書を弟高麗國王に致す……惟れ王、我に和親を許し、結びて兄弟と爲り、以て世世無窮の好を成せ」^⑧と、兄弟關係に擬して高麗に和親を求めると、高麗朝廷では金との關係をめぐって議論が紛糾した。高麗側には、しばしば北方の女眞族から侵入を受けつつ、來投や來貢を受け入れ、交易や賜爵等を許すことで彼らを懐柔してきたという認識があり、にわかには北東アジアの強者となった金國との關係設定に關して、現實路線と強硬路線の對立がおこったのである。^⑨ 議論の末、李資謙の主導で一一二六年四月に使節を金に派遣し奉表稱臣することとなった。^⑩ 李資謙一派はまもなく失脚するが、その後政界の中心となった金富軾・富儀ら兄弟も對金慎重路線を主張し、九月に金使高伯淑らが「高麗がすべて遼の舊制にのっとって金に通交し、高麗に逃れた保州路および國境の民をみな還すならば、保州の地を賜う」という内容の金太宗の敕書をもたらすと、それを承諾して謝表をたてまつった。^⑪ その後も保州問題や、誓表の提出をめぐって關係は緊張したが、宋都開封を陥落させ徽宗・欽宗以下の宋皇族や官僚らを連行した金の強勢を目の當たりにした高麗は、結局一一二九年十一月に盧令琚らを派遣して金に君臣關係を稱する誓書を提出した。^⑫ これにより保州は高

麗の領地と認められ、麗金外交上の懸案事項が一段落する。

ただし、いまだ宋金間の戦争は續いており、高麗と宋との通交も細々と續いていた。一一三一年には金太宗が三萬の兵を率いて東京遼陽府に至り滞在するなど、緊張が生じたこともあり、また高麗内部では、金富軾らと敵対し金に臣事することに反対していた妙清・鄭知常らが、一一三五年に西京平壤で反亂をおこした。宋金間で和議が結ばれ、兩國の關係が定められるのは一一四一年である。この和議により、宋高宗が稱臣して金に歳貢を納める關係となった。翌一一四二年、高麗は初めて正式に金から冊封を受けているが、これは宋金間の停戦和約の締結と無關係ではないだろう。この後、麗金間では毎年の定期使節のあり方も定まり、落ち着いた外交關係になったといえる。ただし、このことは高麗内部における反金勢力の消滅を意味するものではない。高麗毅宗代の一一五八・六一年には、金における草賊の蜂起を知った高麗側が使節派遣を止めている⁽¹⁴⁾。また一一五八年には、「白州に宮闕をつくれば七年のうちに北虜を併呑できる」という風水に基づいた進言が行われ、突貫工事でその地に別宮を造營し入御するなど、高麗において北伐意識は依然政策にも大きな影響力を持っていたようである。

こうした状況は、高麗が武臣政權期に入るとやや變化したと推測される。一一七〇年、庚寅の亂が起こり、鄭仲夫らによつて毅宗が廢され明宗が擁立されたが、金が新政權を承認するか否かは、高麗の國運を左右しかねない問題であった。毅宗讓位の報告を受けた金は、高麗使庚應圭の必死の釋明にもかかわらずその事情を疑い、詢問使を派遣して様子を探ることとした⁽¹⁶⁾。金使完顔靖は毅宗に面會しようとするが果たせず、明宗の政權が確定している様子を見て歸國し、高麗はさらに告奏使を派遣して新王の冊命を求め、ようやく一一七二年五月に冊使を迎えることができた⁽¹⁷⁾。こうして結局金は武臣政權に擁立された王を容認したため、この後は一一七四年に趙位寵が武臣政權に對し反亂を起こし、金に援護を求めた際にも應じず、むしろ高麗朝廷側に通報して、新政權の正統性を認める立場をとつた⁽¹⁸⁾。高麗はこれに感謝して一一七七年の賀正使に託して玉帶二腰を獻じている⁽¹⁹⁾。また一一九六年に崔忠獻が政權を掌握し翌年明宗を廢して神宗を擁立した時にも、

金は宣問使を派遣して説明を求めたが、結局一一九九年には冊封使を派遣した。⁽²⁰⁾この後崔忠獻は、次の熙宗の受冊儀式を行う際に金使の指示に即應しているなど、⁽²¹⁾金との良好な関係を志向していたことがうかがわれる。クーデターによって政權を奪い、鬭争を繰り返していた武臣政權が、高麗内部において對抗勢力を鎮壓し、權威を得て政權を安定化させるためには、金の承認が必要であり、間違っても篡奪者として討伐を受けるようなことがあってはならなかった。そのため武臣政權期に入り、高麗の對金姿勢はより慎重になり、兩國關係が安定したと考えられる。

しかし、このような状況も長くは續かなかつた。金は、大定年間(一一六一～八九)から續いていた黄河の氾濫や、章宗即位(一一八八)後はげしくなつたモンゴル族の侵寇により疲弊し、さらに宋とも一二〇六年、ついに本格的な交戦状態となつた。宋との間では翌一二〇七年に金に有利な條件で和約の締結となつたが、一方でモンゴル高原で擡頭したチンギス・カンが一二一一年以降來侵し、契丹族の離反も續いた。こうしたモンゴル族等の攻撃と金の弱體化は、すぐさま麗金關係に影響を與えた。一二一一年には通州で高麗使節がモンゴル兵に攻撃されて死亡するなど、次第に使金路が阻礙されて兩國間の往來が困難になつた。⁽²²⁾さらに一二一五年に蒲鮮萬奴が遼東で反亂を起すと、一層麗金間の通交は難しくなり、高麗はいちおう一二一九年に朝貢の意を遼東行省に傳えたものの、結局道路不通により通好を再開させることはなかつたため、高麗使節が金都に達したとみられるのは、一二一三年閏九月に派遣された康宗の死を報じる告哀使が最後である。⁽²⁴⁾この後、高麗は北東アジアの情勢變化を見て一二二四年には金年號の使用を止める。⁽²⁵⁾

本稿で取り上げる一二〇四年の賀正使節は、高麗で崔氏政權が基盤を確立してきた一方で、金は本格的な衰亡期にさしかかる時期であり、兩國間で定期使節の往來が可能だつた最後期のものであるといえよう。

二節 麗金間の使節

(1) 使節の種類と派遣時期

以上のように推移した麗金關係の中で往來した兩國の外交使節は、史料にも頻繁にあらわれ、朴漢男氏や姜吉仲氏がすでにその一覽表を作成している。⁽²⁶⁾ 本節では、これを非定期的・定期的な使節に分けて整理しておこう。

まず金から高麗に派遣された非定期的な使節として、高麗王への冊封や弔慰、皇帝の死去・即位や皇太后の死去あるいは改元の傳達、および外交案件の交渉などを目的とした、冊封使・起伏使・弔慰使・祭奠使・告喪使・告改元使・報諭使などがある。高麗からは、これら金使節に對する謝禮使に加え、金皇帝の即位や尊號加上あるいは死去に際して賀登極使・賀上尊號使・奉慰使・祭奠使、また高麗王の死去・讓位・王太后の死去などの報告や外交案件の交渉にあたって告哀使・告奏使などを派遣した。なお君主間で交わされた使節ではないが、高麗は東京遼陽府との間にも頻繁に使節を交わしている。

そして、金皇帝と高麗國王との間で定期的に交わされた使節についてみると、金からは一一二七年以降毎年、高麗王の誕生日を祝賀する賀生辰使、さらに一一四五年以降は三年に一度横宣使(横賜使)を派遣している。高麗からはこれらに對する謝禮使に加えて、皇帝誕生日を祝賀する賀聖節使と正旦を祝賀する賀正使、さらに一一四二年以降は進方物使を派遣した。ちなみに謝賀生辰使と謝横宣使および進方物使は通常、賀正使あるいは賀聖節使とタイミングをあわせて派遣された。つまり高麗は例年、賀聖節使と進方物使、賀正使と謝賀生辰使(さらに三年に一度は謝横宣使)といったように二度の機會に分けて遣金使節を送っていたのである。

こうした麗金間の定期使節の年間スケジュールについて一一七七年の場合を例にとってみよう。正月九日、高麗では進方物使が發遣され、⁽²⁸⁾ 同月十七日には、金から高麗明宗の生日を祝賀する賀生辰使が來着、同日に高麗は金世宗の生日

萬春節を賀する使節を發遣した。⁽²⁹⁾進方物使と賀萬春節使の發遣日は八日間ほどあいているが、後に二章で述べるように、進方物使と賀聖節使は金廷では同時に入見することになっているから、同行したと考えるのが自然である。そして六月十三日、金から横宣使が來訪するが、それに對する謝禮使である謝横宣使は十一月十一日に謝賀生辰使および賀正使とともに發遣される。⁽³¹⁾この年は横宣使の派遣される年であったため、金から正月に賀生辰使、六月に横宣使が來訪し、高麗からは正月に進方物使と賀聖節使、十一月に謝賀生辰使と謝横宣使および賀正使を發遣した。それぞれ正月、六月に來た賀生辰使と横宣使への謝禮使節を、賀正使とまとめて十一月に發遣しているように、謝禮の使節をすぐに發遣する必要はなかったが、これは麗金使節交流の開始當初からもみえている慣例である。⁽³²⁾時期を動かせない賀正使と賀聖節使にあわせて謝禮使節を派遣すればよいのであるから、これによって使節派遣の負擔はかなり軽減されていたと見ることができらう。

(2) 賀生辰使の來賀時期について

ところで、金から派遣された賀生辰使に關しては、その來賀時期が實際の高麗王の生日と全く一致しない點に留意すべきである。この點については、すでに韓政洙氏の論考で指摘されており大變参考になるが、筆者とはやや背景理解の異なるところがあり、⁽³³⁾また遼・金の外交慣例と併せて考察するのが妥當と考えるので、ここで論じることとした。

表2は、各王の生日、高麗での節日名、金の賀生辰使が來賀した時期について整理したものである。なぜ金は、このように高麗王の生日ではない時期に賀生辰使を派遣しているのかわか。この問題については、次の明宗代の記録からある程度

表2 高麗王の生日と金使の來賀時期

	生日	節日名	賀生辰使の來賀時期
仁宗	十月四日	慶龍節	正月七日
毅宗	四月十一日	河清節	十一月十七日 ⁽³⁴⁾
明宗	十月十七日	乾興節	正月十七日 ⁽³⁵⁾
神宗	七月十一日	咸成節	十一月二九日前後 ⁽³⁶⁾
熙宗	五月八日	壽成節	十一月十八日 ⁽³⁷⁾

手がかりが得られる。金はクーデター後擁立された明宗の即位事情を疑い、詢問使も派遣したが、一一七二年五月によく冊封した。そして同年さっそく、

十二月壬寅、金、牒を移して、王の生日を問う。(『高麗史』卷一九世家一九明宗二年)

というように明宗の誕生日を問うている。明宗の生日について『金史』では、

(大定)十二年三月、遂に封冊を賜う。皓の生日、正月十九日に在り。是歳十二月將に盡きんとするも、未だ遣使に

及ばず。有司、來歲に至りて舉行するを請う。(『金史』卷一三五外國傳下高麗)

と記しており、金側は明宗の誕生日を正月十九日と認識していたことがわかる。⁽³⁸⁾そのため右の表に示したように、正月十七日に金の賀生辰使が来ているのである。さらに次の一二〇〇年の記事をみよう。

(十一月)辛巳、金、禮部侍郎劉公憲を遣わし、生辰を來賀す。咸成節、本は七月に在るも、前朝大定甲午年の例に依りて、十二月初一日を以て節と爲し、遂に常例と爲す。(『高麗史』卷二二世家二二神宗三年)

すなわち、神宗の生日である咸成節は本来七月だが、「大定甲午年(一一七四)の例」によって十二月一日を節日とし、恒例とした、というのである。「大定甲午年の例」というのは、歳はややずれるが、おそらく右の明宗代の事例、つまり王の生日について、實際とは違う日附を金に申告した事例のことを言うのであろう。ただし表2に示したように、仁宗・毅宗代にも、毎年實際の生日ではない時期に金の賀生辰使がやって来ているから、賀生辰使の派遣が始まった一一二七年からすでに、高麗は實際とは異なる生日を金に伝えていたと考えるべきである。なお附言しておくならば、高麗では、左に上げた記事のように一一三〇・一一六七・一一六八年にはそれぞれ十月四日を慶龍節、四月十一日を河清節として王の生日行事を行っているから、少なくとも仁宗・毅宗代において、高麗國內では王の實際の生日をそのまま節日として用いていた。こうしたことは、金使が高麗國內における王の生日行事に關與しなかったために可能であったと考えられる。

(十月)癸酉、慶龍節を以て囚を慮る。(『高麗史』卷二六世家一六仁宗八年)

(四月) 戊寅、河清節を以て萬春亭に幸し、宰樞・侍臣を延興殿に宴す。(『高麗史』卷一八世家一八毅宗二年)

(四月) 壬寅、河清節を以て又長樂殿に宴す。(『高麗史』卷一八世家一八毅宗三年)

以上のようなことを金側が關知していたのか否かは不明である。ただ金朝にも一つの類例をもとめることができる。

天會十三年六月二十一日、詔して毎歲正月十七日を以て萬壽節と爲し、諸國の朝賀を受く。(七月七日景宣皇帝の忌辰なるを以て、又暑雨泥潦にて使驛艱阻するを以ての故に正月を用う。群臣・宗戚の獻壽・賜宴は則ち生辰の明日に
おいてす)。(『大金集禮』卷三聖節)

熙宗は即位後間もない一一三五年六月に、本來の生日は七月七日であるが、熙宗父の忌日にあたること、および暑さや雨潦で使路が困難なことを理由に、正月十七日を萬壽節と定めて受賀儀禮を行うことにした、という。なお後の章宗代には、この萬壽節を前例に掲げ、九月一日の生日には雨天が多く、外國使節の旅路も金廷での儀禮の舉行も困難であるとして、正月十一日か三月十五日を聖節とすることが議論された。しかし「たやすく聖節を改めれば信を失う」といった反対意見が多數を占め、結局行われなかった。⁽³⁹⁾

この金熙宗の聖節の改期について、宋・洪皓の『松漠紀聞』では、遼の前例によつたものと見ている。

金主、七月七日に生まるるも國忌を以て次日を用う。今朝廷、賀使を遣わずに正月を以て彼に至るは、蓋し契丹の故事に循る。使人の兩至するを欲せざるなり。(『松漠紀聞』卷二)

傅樂煥氏がすでに指摘しているように、遼では興宗代(一〇三一―一〇五五)以降、道宗(一〇五五―一〇八二)、天祚帝(一一〇一―一二二五)と、皇帝・皇太后の實際の生日とは異なる日に聖節を設定して受賀することが繼續された。興宗の聖節は正月、道宗と天祚帝の聖節は十二月に設定され、これによつて宋は賀聖節使と賀正使を同時期に派遣してきたといふ。⁽⁴⁰⁾『松漠紀聞』の指摘するように、使節が二度入界することを避けるための措置であつたと考えられよう。

金朝では、熙宗の天壽節以外、生日でない日を聖節とした事例はみられず、遼の慣例をそのまま踏襲はしなかつたよう

である。一方で高麗の場合、麗金間では全通交期間を通して、王の生日とは異なる日を傳えて賀生辰使を迎えて、遼時代の慣例の影響を受けた可能性が考えられる。遼から高麗に派遣された賀生辰使の來賀時期をみると、通交開始以後、宣宗代までは高麗王の實際の生日に來賀していることが確認できるが、⁽⁴¹⁾ 獻宗（一〇九四―九五）・肅宗（一〇九五―一〇五）への賀生辰使は王の生日でない時期に來賀している。獻宗の生日は六月二七日であるが遼の賀生辰使は十一月・十二月に來賀しており、⁽⁴²⁾ 肅宗の生日は七月二八日であるがやはり十二月に遼使の來賀記事が見え、⁽⁴³⁾ 獻宗・肅宗代には高麗が實際とは異なる生日を遼に傳えていたと考えられる。推測を重ねることになるが、高麗が遼の聖節の設定について知っていたとすれば、十一世紀末に至り、遼の軍事的脅威が薄らぎ宋とも蜜月関係を築くようになって、遼の慣例を真似て都合のよい生日を設定するようになったのではなからうか。そして金との通交においてもそれを繼續したため、右で見たように王の生日と金使の來賀時期が一致しないのであろう。

高麗がこのような措置をとった理由については、次のような可能性が考えられる。表2に示したように、金使の來賀時期は十一月の後半か正月の半ば前後に集中している。つまり高麗はこの時期に金使を迎えるのが便利だったのである。外国使節を迎える際には、國內を移動する間の護衛や各地での接待、移動路の整備を行わなくてはならず、大きな負擔となった。遼が聖節を改期して賀聖節使と賀正使をまとめて派遣させようとしたのも、この理由によるものである。十一月の後半・正月の半ば頃というのは農閑期であり、來賀時期の設定としては、まず理に適っている。さらにこの時期は、高麗からの使節派遣の時期とも概ね重なっている。前述のように、高麗から金へは正旦・聖節の二度の機會に合わせて使節を派遣していたが、そのうち正旦には、皇帝の交代にかかわりなくほぼ永續的に使節を送る。賀正使は、金が會寧府に都していた時期には十一月中旬に發遣されており、燕京に遷都した後は十一月月上旬から中旬にかけて發遣されている。このように金都までは遷都前後ともにおよそ一か月強の行程であり、金都での滞在は後に二章で述べるように十日ほどであるから、二月下旬頃に歸朝するのが一般的であったと考えられる。⁽⁴⁴⁾ 高麗使節を上國に派遣する際にも、沿道に大きな負擔

が発生するから、高麗使節と金の賀生辰使節が高麗國內を移動する時期を近づける（あるいは重ねる）ことによって、その負擔をなるべく軽減しようとしたものではなからうか。甚だ大雑把な議論ではあるが、一試論として提示し批正を乞う次第である。

二章 金朝の外國使節應接制度

一節 高麗開京から金中都への道程

以上の考察をふまえると、一二〇四年の賀正使李延壽の一行について、より具体的に把握することができる。彼らはおそらく一二〇三年十一月上旬中旬頃に發遣され、二月下旬頃に歸朝したであろう。一二〇三年の十一月二八日には金の賀生辰使が高麗神宗の生日を來賀しているから、李延壽一行は高麗内で金使一行と行き逢った可能性が高い。また前述したように、高麗から金に派遣される毎年の定期使節は、賀正使と賀聖節使および謝賀生辰使と進方物使であり、通常、謝賀生辰使・進方物使は賀正使か賀聖節使とともに使金した。一二〇三年七月には賀聖節使と謝賀生辰使が發遣されている⁴⁶で、史料には見えないものの、李延壽・金克己を含む賀正使節は、進方物使一行とともに入金した可能性が考えられる。なお、彼らがたどった開京から燕京までのルートは、圖1のように推定できる。金克己が使行中に撰述した表1の文章の中には、經由地名を記したものがあり、また別の高麗使節が使金した際に撰した文章などからも、經由地をいくつか拾うことができる。これらに加えて宋人の使金記録等を用い照らし合わせることによって、概ねルートの復元が可能である。紙幅の制限上、ここでは考察過程を詳述せず、結果を圖1に示したので参照されたい。圖中の經由地點の地名のうち、(一)を附したものは、高麗使節が通ったことを確認できる史料は見当たらないが、宋人の使金記録などから補ったものである。

二節 中都における外交儀禮

— 宋使節の記録から

圖1のようなルートを經て中都に到着した高麗使節は、どのような待遇を受け、どのような活動をしたのであろうか。残念ながらこれを記録した高麗側の史料は、概容の把握にも不十分である。しかしながら金における規定や、金に派遣された宋使節の記録と併せて検討することによって、基本的な理解が得られる。まず金側で定められた、定期的に来訪する外國使節が中都でこなすべき外交儀禮について記した史料として、次のようなものがある。『金史』卷三六禮志九に載せられた「元日・聖誕上壽儀」および卷三八禮志一一の「外國使入見儀」「曲宴儀」「朝辭儀」があり、またこれらと同じ儀禮について、『大金集禮』卷三九朝會上も「元日稱賀儀」「聖節稱賀儀」「曲宴儀」「人使辭見儀」として載せている。『大金集禮』と『金史』禮志に収録されたこれらの儀禮の内容は同じといって差支えない。「元日・聖誕上壽儀」は元日あるいは聖節に稱賀する儀禮、「外國使入見儀」「朝辭儀」は外國使が皇帝に來訪、辭去の挨拶をする儀禮であり、「曲宴儀」は皇帝が賜う宴會儀禮である。『金史』の「元日・聖誕上壽儀」では、聖節にたてまつる祝詞について「萬春令節、謹上壽厄、伏願皇帝陛下

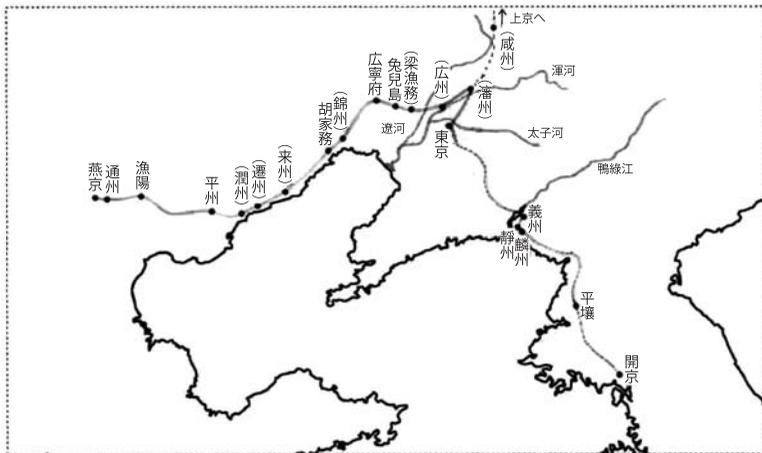
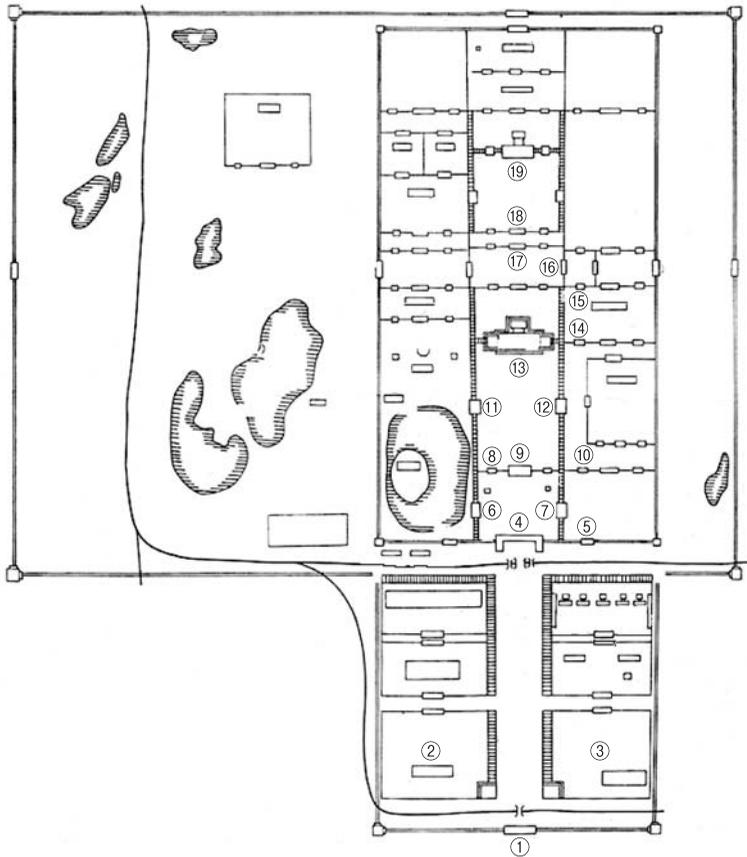


圖1 麗金間外交使節の道程

萬歳萬歳萬歳」と記しており、『大金集禮』「聖節稱賀儀」でも「萬春令節、謹上壽厄、伏願皇帝陛下萬歳萬歳」とされているから、『金史』禮志・『大金集禮』ともに世宗（一一六一～八八）の生日である萬春節の祝賀儀禮を収録したものとみられる。なお、後述するが『金史』卷三八禮志一には金末の一二二五年に定められた「新定夏使儀注」も収録されており、西夏使節の都での九日間のスケジュールを規定している。



- ①宣陽門 ②會同館 ③來寧館 ④應天門 ⑤左掖門 ⑥右翊龍門 ⑦左翊龍門 ⑧月華門 ⑨大安門 ⑩敷德西門 ⑪弘福樓 ⑫廣祐樓 ⑬大安殿 ⑭會通門 ⑮承明門 ⑯左嘉會門 ⑰宣明門 ⑱仁政殿

圖2 金中都皇城・宮城配置復元圖

さて、李延壽らのような賀正使節が入金した場合、「外國使入見儀」「元日上壽儀」「曲宴儀」「朝辭儀」の順に行われることになるが、その儀禮はどのようなものだったのか。やや煩雑になるが、次に『金史』禮志の儀式次第によってその内容を示した。なお「外國使入見儀」「朝辭儀」は仁政殿、「元日上壽儀」「曲宴儀」は大安殿で舉行されたが、金宮城の配置については、圖2に于杰・于光度氏の『金中都』⁴⁷⁾より「金中都皇城宮城復原示意圖」を引用して示した。

「外國使入見儀」

- ① 皇帝が座につき、宰執が昇殿すると、宋使副（正使と副使）が入庭し、丹墀⁴⁸⁾に北向して立つ。
- ② 閣門使が國書を受け取り、殿上の欄内で轉讀する。
- ③ 宋使副が昇階して欄内に入り、正使が（宋帝から）金帝の起居を問う挨拶を跪奏し、金帝から宋帝の起居を問う敕旨を受ける。丹墀に戻り、北向して立つ。
- ④ 禮物が庭を右から左に通過し、披露される。
- ⑤ 宋使が丹墀において「聖躬萬福」を奏し、天顔を拜したこと、接伴使の派遣、湯藥等諸物の下賜について謝した後、宋使副は退出する。宋使副に衣を賜う。
- ⑥ 宋使節の三節人従が入庭し、再拜して退出する。
- ⑦ 高麗使が入庭し、丹墀に北向して立つ。露階（欄外）に昇り（高麗王から）金帝の起居を問う挨拶を跪奏する。閣門使が（金帝から）高麗王の起居を問う挨拶を宣問する。高麗使は丹墀に戻り北向して立つ。
- ⑧ 禮物が披露された後、高麗使は⑤と同様に待遇を謝し、左階の下に立つ。
- ⑨ 西夏使が入庭し、高麗使と同様の禮を行い、右階の下に立つ。
- ⑩ ふたたび宋使副が入庭し、丹墀において謝恩し、高麗・西夏使も丹墀に立ち、三國の使がともに鞠躬する。酒食を

賜う旨の敕を受け、退出する。

〔元日上壽儀〕

- ① 皇帝が座につき、皇太子・臣僚・諸國の使客が入庭し、丹墀に立つ。
- ② 皇太子が昇殿して酒をすすめ、皇帝は盞を受けて案に置く。
- ③ 閤門使が欄内に入り祝詞を奏上する。
- ④ 皇帝が舉酒し、皇太子が虚盞を受ける。皇太子が降階し、皆再拜する。
- ⑤ 侍宴者が昇殿した後、宋の三節人従が入庭し、丹墀において「聖躬萬福」を奏し、左廊に立つ。
- ⑥ 高麗・西夏の三節人従が入庭し、丹墀において「聖躬萬福」を奏し、左右廊に分立する。
- ⑦ 果床が供され、皇帝が舉酒する。皆再拜する。
- ⑧ 侍宴者に酒をつぎ、立飲して再拜した後、坐す。
- ⑨ 三盞の後、致語・口號を誦ずる。
- ⑩ 七盞の後、諸國の三節人従が退出し、次に殿上の侍宴者が降階して退出する。

〔曲宴儀〕

- ① 皇帝が座につき、臣僚と使客が入庭する。丹墀において「聖躬萬福」を奏し、賜宴を謝す。
- ② 侍宴者は昇殿し、その他の臣僚は退出する。
- ③ 宋の三節人従が入庭し、丹墀において「聖躬萬福」を奏し、酒食を賜う旨の敕を受け、再拜して、左廊に立つ。
- ④ 高麗・西夏の三節人従が入庭し、左右廊に分立する。

- ⑤ 果床が供され、皇帝が舉酒する。皆再拜する。
- ⑥ 侍宴者に酒をつぎ、立飲して再拜した後、坐す。
- ⑦ 四盞に至って餅茶が供され、致語・口號を誦ずる。
- ⑧ 五盞の後、休宴。皇帝は入閣し、殿上の侍宴者は降階して幕次に戻り、三節人従は門外に出る。
- ⑨ この間に簪花を賜い、皆戴花して、ふたたび三節人従は左右廊に、殿上の侍宴者は昇殿する。
- ⑩ 皇帝が座について宴が再開される。九盞に至り、三節人従が退出し、次に殿上の侍宴者が降階して、丹墀において謝宴し、退出する。

〔朝辭儀〕

- ① 皇帝が座につき、宰執が昇殿する。
- ② 西夏使が入庭し、丹墀において「聖躬萬福」を奏し、金宮廷を戀慕する致詞を誦ずる。「去つてよし」と喝し、西夏使は退出する。
- ③ 高麗使が入庭し、西夏使と同様の禮を行う。
- ④ 宋使副が入庭し、丹墀に於いて「聖躬萬福」を奏し、金宮廷を戀慕する致詞を誦じた後、衣・馬を賜わる。別録物を受け、謝恩する。酒食を賜う旨の敕を受ける。
- ⑤ 宋使副は昇階して欄内に入り、正使が國書を跪受し、丹墀に戻る。
- ⑥ 「去つてよし」と喝し、宋使副は退出する。

以上のように儀禮内容を見ると、「外國使人見儀」では宋使の次に高麗使、その次に西夏使が入見し、最後には三

國の使がともに丹墀に並んでいる。また「元日上壽儀」にも三國の使が参加しており、受賀後の賜宴では三國の使副は大安殿の殿上、三節人は左右の廊に座を與えられて待宴した。「曲宴儀」でも同様に三國の使副は大安殿上、三節人は左右廊に座を與えられている。このように、賀正使として來訪した宋・高麗・西夏の使節たちは、入見・稱賀・曲宴の儀禮とともに参加した（賀正使の場合も同じ）ことを、まず確認しておきたい。

また「外國使入見儀」における入見の順番は宋、高麗、西夏、「朝辭儀」では逆に西夏、高麗、宋の順に入辭を行い、「元日上壽儀」(⑤⑥)や「曲宴儀」(③④)における三節人の入庭の順は宋、次に高麗・西夏である。これは金の三國に對する序列認識を表わしたものである。儀禮における三國の順序は、第一に宋であり、高麗と西夏は同等に近いがやや高麗が優先されているようである。ただし『金史』禮志には、次のような記録がある。

熙宗時、夏使の入見、改めて大起居と爲す。定制、宋使を以て三品班に列し、高麗・夏は五品班に列す。皇統二年六月、臣使の辭見を定め、臣僚の服色・拜數は止だ常朝起居に從り、三國使の班品は舊の如し。殿前班及び臣僚の小起居の畢るを俟ち、宰執升殿し、餘臣分班し畢れば、乃ち入見及び朝辭の禮を行わしむ。凡そ入見は則ち宋使先にし、禮畢れば夏使入り、禮畢れば高麗使入る。其朝辭は則ち夏使先にし、禮畢れば高麗使入り、禮畢れば宋使入る。夏・高麗の朝辭の賜は則ち遣使して就ち會同館において賜う。惟だ宋使の賜は則ち庭授す。(『金史』卷三八禮志一一)

一一四二年には、入見は宋、西夏、高麗の順とし、入辭は西夏、高麗、宋の順とされたという。これはほぼ高麗と西夏の間の優劣がない形式といえるであろう。また右の史料に「定制、宋使を以て三品班に列し、高麗・夏は五品班に列す」とあるのは、より明確に金の秩序認識を儀禮の中で示したものである。このほか、「外國使入見儀」(③⑦)で、宋使は殿上欄内において跪奏するが、高麗・西夏使は露階で行うことなども、また同様である。

以上のように賀正使節の参加した儀禮の内容について把握した上で、次にこれらの儀禮が使節の中都滞在中のスケジュールにどのように組み込まれていたのか検討しよう。右で確認したとおり、これらの儀禮は高麗だけでなく宋・西夏

の使節も参加していたが、宋の遣金使節の場合、使節人員の記した使金録が複数傳存する。これらの記録を参照し、儀禮史料等と併せて解釋することによって、金朝によって定められた賀正使節のスケジュールを把握することができる。

燕京遷都後の金に派遣された宋使節が残した記録のうち、中都での日程を詳しく記していて参考になるものとして、以下のようなものがある。一一七〇年の賀正使汪大猷に書狀官として隨行した樓鑰が撰した『北行日録』、范成大が一一七〇年に國信使として使金した際に撰した『攬轡録』、周輝が一一七七年の賀聖節使に隨行し、歸朝後に語録として宋朝廷に提出した『北轅録』、一一二二年の賀正使程卓が四か月餘りの行程を記した『使金録』などである。本稿では、一一二〇四年の高麗賀正使李延壽一行の行程の復元を課題の一つとしているため、同じく賀正使節として入金した樓鑰の『北行日録』、および程卓の『使金録』が特に有用である。一一二二年の高麗賀正使節はモンゴル軍の跋扈等により途中で引き返してしまい、金都に到達できなかったが、一一七〇年の高麗賀正使節は入金し、『北行日録』にも登場する。また『北行日録』の方が記述内容も豊富であるため、ここではまず『北行日録』⁴⁹⁾によって一一七〇年の宋賀正使節の金中都におけるスケジュールを復元する。

正使汪大猷や書狀官樓鑰を含む宋賀正使節一行は、一一六九年十月十八日に臨安を出發し、十二月二十七日に燕京郊外に着いた。この十二月二十七日から、燕京を出立する正月六日までの十日間の日程は表3のようなものであった。これをさらに簡略に整理すると、次のようになる。まず、宋使節は十二月二十七日に燕京郊外の燕賓館に至り、館伴と對面して、會同館に入った。燕賓館は一一九八年に恩華館と改稱されるから、李延壽らが訪れた一二〇四年には恩華館となっている。またこの時宋使節は會同館を宿館としているが、高麗・西夏使節の宿館については「會同館の東にあって會同館と相對していた」と記しているから、來寧館かと推測される。十二月二十八日には、會同館で翌日の入見儀の練習をし、二十九日、仁政殿で入見儀を行った。同日に高麗・西夏使も入見したが、高麗は賀正使・謝賀生辰使・謝橫賜使の三使、⁵²⁾西夏も賀正使・謝賀生辰使の二使が入見したことを記している。高麗の場合、一章で述べたように元且・聖節の二度の機會にまとめて定

期使節を發遣しており、
 複數の名目の使臣が同
 時に入金し、皇帝に來
 朝の挨拶を行ったので
 あるが、おそらく西夏
 も同様であったと推測
 される。そして十二月
 三十日には會同館にお
 いて賜宴があり、年明
 けて正月一日には、大
 安殿で元日稱賀の儀禮
 が行われた。稱賀の後
 には大安殿で宴會が行
 われるが、侍宴者は親
 王・宰執を除いて四十
 人餘りであったという。
 正月二日は會同館で食
 糧と酒果を賜わり、三
 日には大安殿で曲宴が

表3 1170年宋賀正使節の金中都における日程

1	12月27日	燕山城外の燕賓館に至り、館伴と對面する。賜宴の後、入城し、宣豐門、宣陽門を通して會同館に入る。
2	28日	會同館で酒果を賜わり、入見儀を習う。
3	29日	仁政殿での入見の日。館伴が同行して會同館を出、左腋門、敷徳西門、會通門、承明門、左嘉會門を通り、宣明門外西の幕次で待機する。(その間、客省が行酒する。『使金録』)宣明門を入り、仁政門外で百官の起居が終わるのを待つ。仁政殿左門を入り仁政殿前にいたる。大氈上の位(丹墀の位)について、入見の儀を行う。衣帶を賜って退出し、會同館に戻る。會同館に押宴使が遣わされ、賜宴。同日に高麗・西夏使も入見した。高麗は賀正使・謝生日使・謝横賜使の三使、西夏は賀正使・謝生日使の二使が入見。高麗・西夏使節の幕次は會通門内の西廊(大安殿の東)にあり。
4	30日	會同館に賜宴使・使酒果使・押宴使が派遣され、賜宴。
5	正月1日	大安殿での元日稱賀の日。館伴が同行して會同館を出、應天東門を入り東廊(左翔龍門の南)の幕次にいたる。隣は高麗使の幕次で、西夏使の幕次は向かい側。幕次での客省の茶酒のふるまいがおわると、使副は月華門から入り、百官の班列にしたがって列し稱賀する。侍宴者以外が退出した後、賜宴。皇帝に御酒を上った後、侍宴者は昇殿して座につく。宋使の座は、金の丞相と相對し、三節の座は廣祐樓の北の東廊、高麗の三節は宋三節の南、西夏の三節はその對面(西廊)。酒七盞し、宴が終わると會同館に戻る。
6	2日	會同館で分食・酒果を賜わる。
7	3日	大安殿での曲宴の日。元日稱賀の日の宴とほぼ同儀。ただし酒五盞の後、皇帝が中座して百官に造花を賜い簪花する。皇帝が復座してさらに四盞の後、終了する。
8	4日	射弓宴の日。賜生餼・賜宴・賜酒果・押宴使が遣わされ賜宴。酒七盞の後、窄衫束帶に着替え、押宴使・館伴・宋國信使副らが順番に射る。
9	5日	仁政殿での入辭の日。入見の日と同様に宣明門外の幕次につき、客省の茶酒のふるまいを受ける。高麗・西夏・宋使が仁政門外にいたり、先に西夏使が入辭し、西夏使が退出すると高麗使が入辭する。その後で宋使が入庭し、衣帶・鞍馬・疋段等を賜る。昇殿して欄内で國書を受けとり、退出する。會同館に押伴が遣わされ茶酒を賜わる。
10	6日	館伴とともに會同館を出發し、燕賓館にいたる。賜酒果・押宴使が遣わされ賜宴。また送伴使副が遣わされ、宴が終わるとともに出發する。

行われた。四日には會同館において射弓宴が行われ、五日に仁政殿で入辭儀を行った。そして六日に會同館を出發し、燕賓館に至って賜宴があり、送伴使とともに出立した。

ここでさらに『使金録』で一二二年の賀正使程卓らの日程を確認してみると、やはり十二月二十七日に中都に到着して正月六日に出發しており、その間の十日間の日程は、右の一七〇年の賀正使節の場合と全く同じである。これは偶然ではなく、次の『金史』高麗傳の記事にみえるように、そもそも賀正使は十二月二十九日に入見することになっていた。

故事、賀正使は十二月二十九日に入見す。明昌六年十二月己卯立春なり、詔して前二日丁丑に入見せしむと云う。

〔金史〕卷二三五外國傳下高麗

一一九五年は十二月二十九日（己卯）が立春にあたっていたため、二日前倒しして二七日に入見させることにしたのである。一一七〇年や一二二年の宋賀正使が、ともに十二月二十九日に入見しているのは、金側がそのように定めていたからであつた。それは入見の日附のみにとどまらない。

ここで『金史』卷三八禮志一一に収録されている「新定夏使儀注」が参考になる。この儀式次第は、その前段に

〔正大〕二年九月、夏國和議定まる。兄を以て金に事え、各本國の年號を用い、使者見辭の儀注を定擬すと云う。蓋し夏人、天會議和より金に臣屬すること八十餘年、兵革の事無し。貞祐の初に及び小しく侵掠有り、構難十年に至るを以て兩國俱に敵し、是に至りて、始めて兄弟の國を以て和を成す。

とあるように、金・西夏間の十年を超える戦争状態が收拾され一二二五年に和議が成つた時に定められた。その後間もなく西夏・金ともに滅びるので、この儀注が用いられることはほとんどなかったであろうが、西夏使節に對する待遇と、都南京滞在中に彼らが参加する一聯の儀式の次第を、時系列にそつて記述しており、金の外國使節應接制度を知る上で非常に有益である。⁽⁵³⁾「新定夏使儀注」におけるその規定を見てみると、次のようである。恩華館に着いて館伴と對面し、入京して會同館に入る日を一日目とすると、二日目に會同館で入見儀を習い、三日目に入見儀、四日目には會同館に押宴官・

賜宴官が派遣されて賜宴があり、五日目は稱賀儀を行い、六日目は會同館で食糧と酒果を賜わり、七日目に曲宴、八日目に入辭儀を行って、九日目に會同館を出て恩華館に至り、歸路につく。五日目の稱賀儀は、賀正使節であれば元日稱賀、賀聖使節であれば聖節稱賀の儀禮を行うのである。

さて、この金末に定められた西夏使節のスケジュールを、先にみた一一七〇年・一二二二年の宋使節の日程と比較すると、宋使節の場合には八日目に射弓宴が行われ、九日目に入辭、十日目に出發したが、金末の西夏使節に關する規定では射弓宴が無く、八日目に入辭して九日目に出發することになっている點で異なるものの、その他は全く同じであることが分かる。⁵⁴つまり表3に示したような宋使節の日程は、金が例年の外國使節のスケジュールとして設定していたものと考えるのが妥當である。元日と聖節にあわせて來訪する定期的な外國使節に關して、金は都に至る日にちや、都滞在中の毎日のスケジュールを規定していたのである。⁵⁵また『金史』禮志の儀式次第や宋使節の使金記録でみたように、中都滞在三日目の入見・九日目の入辭の際には、宋・高麗・西夏使が順に入庭して儀禮を行い、五日目の稱賀・七日目の曲宴には三國の使節がともに參加したから、三・五・七・九日目には明らかに三國の使節に同じスケジュールが組まれていた。これ以外の日については、本節で確認するにはいたらなかったが、同様であった可能性が高いものと思う。

三節 一二〇四年高麗賀正使節の行程

本節では、これまでの考察を土臺として、一二〇四年の高麗賀正使李延壽ら一行の行程の復元を試みたい。前述のように、『高麗史』『高麗史節要』にはこの賀正使の派遣記録はなく、發遣・歸朝の日附を確認することはできない。しかし十一月上旬に發遣され、二月下旬頃に歸朝するのが一般的であったと考えられるから、この時期を派遣期間として想定した。また、一一七〇・一二二二年の宋使節の場合と同じく、中都には十二月二十七日～正月六日の十日間滞在し、概ね同じ日程が行われたと假定した。その上で、金克己が使行中に作成した表1の文章のうち、各日程と對應するものを検討し、

李延壽ら高麗使節の行動を復元した。なお、宋使節の使金記録で正月四日に舉行が記録されている射弓宴に關しては、表中にその舉行を示すものが無いため、同日の日程は未詳とした。あくまで假定にもとづく試案に過ぎないが、考察の結果、以下のような行程が最も蓋然性が高いものとして提示できる。

(1) 高麗開京から金中都へ

・一二〇三年十一月上旬、發遣され、開京を出發する。

・麟州を通過。

【30】麟州早發

七言絶句である【30】の初句に「漏鼓逢逢五更を報ず」とある。一行は麟州に泊まり夜も明けきらぬ早朝に出立したようである。

・義州で鴨綠江を渡り、金の領域に入る。あらかじめ接伴使に遠状を送って到着を知らせ、接伴使と對面して贈物をする。

【17】上接伴使遠状、【1】入金謝差接伴表、【18】接伴初贈物、【19】再贈

外國使節が領域内に入ると、接伴使を附して都までの路をとにするが、當時、朝鮮半島西北の麗金間國境は鴨綠江であり、高麗義州の對岸には金の來遠城があった。⁵⁶⁾ よって來遠城で接伴使と對面した可能性が最も高いと考える。來

遠城にいたる前に遠状を送って到着を知らせ(【17】)、接伴使と對面すると、皇帝に接伴使の差遣を感謝する表を奉った(【1】)。また接伴使には少なくとも二度贈物をした。【18】は接伴使對面時に贈った物に附したものと思われる。

【19】を附した二度目の贈物のタイミングは、燕京郊外に到着し、使節の接待役が接伴使から館伴使に交代する時点かと推測されるが、確信が得られないため、ひとまず本項にまとめて掲げておく。

・兔兒島鎮寧館を通過。

〔26〕使金過免兒島鎮寧館

・胡家務館を通過。

〔27〕胡家務館次途中韻

・敕使が派遣され、燕京に至る前に詔書と藥物が下賜される。

〔2〕謝賜詔書兼藥物表

前節で掲げた『金史』禮志「外國使入見儀」⑤で、宋使は、接伴使の派遣と湯藥等諸物の下賜について金帝に謝することになったが、〔2〕によって高麗使節にも藥物が下賜されたことが分かる。どの地點で行われたかは不明であるが、往路の金領域内の地であることは疑いないため、便宜上ここに挿入しておく。

(2) 金中都にて

・十二月二七日、燕京郊外の恩華館に到着し、館伴使と対面した後、入京して宿館に入る。館伴使の差遣を皇帝に感謝する表を奉り、館伴使に贈物をする。

〔5〕謝差館伴表、〔20〕館伴初贈物、〔21〕再贈

高麗使節の滞在した宿館は、來寧館であった蓋然性が高いと考える。館伴使に對しても少なくとも二度の贈物をしており、〔20〕は對面時に贈った物に附したものと思われる。〔21〕を附した二度目の贈物は、正月六日に燕京を出發し

恩華館で別れる際に行われたかとも推測されるが、確證は得られないため、本項にまとめて掲げておく。

・十二月二八日、宿館において入見儀を習う。引進使に贈物をする。

〔23〕引進使贈物狀

入見儀を習ったことは、表1の文章中では確認できないが、外交儀禮の慣例に屬するものであり、高麗使節も行った

と考えるのが自然である。また【23】は、外方使臣の貢献禮物を掌る引進使⁵⁷に對する贈物に附したものである。宋使節の使金記録には見えないが、「新定夏使儀注」では、入京後二日目に引進使が會同館を訪れ、西夏使から土物を贈られることになっている。高麗使の場合もこの日に引進使への贈物を行った可能性が考えられる。

・十二月二十九日、仁政殿で入見儀を行う。歸館後、宿館において賜宴される。

【3】 謝朝參次客省幕賜酒食衣對表、【22】 朝參日客省幕贈物狀、【4】 謝館宴表

『金史』卷六二交聘表下によれば、一二〇四年には宋・西夏の賀正使節も來朝しているから、高麗使はこの日、仁政殿において宋使の後、西夏使の前に入見を行ったはずである。以下の元日稱賀や曲宴などの日程も、宋・西夏使節とともに参加したと考えられる。なお入見を待つ間、高麗使節は會通門内の西廊に設けられた幕次で待機したと推測され(表3十二月二十九日を参照)、そこで客省の接待を受けた。これに對する謝表が【3】である。また【22】によつて、高麗使側から客省に贈物をしたことが分かる。また【4】には「帝宸奉幣、始參沔水之朝、賓邸回輶、濃沐霑雲之宴、靜思榮幸(大闕に奉幣し、はじめて沔水の朝會に參じて、賓館に戻ると、手厚い宴のもてなしを受け、靜かに榮幸を思うことです)」とあり、高麗使節に對しても宋使節と同様に、入見後に宿館での賜宴があったことが確認できる。

・十二月三十日、宿館において賜宴。

【6】 謝館大宴表、【24】 押宴官贈物狀

宿館で催される大規模な宴會として、宋使節の事例である表3の日程中では、十二月三十日の賜宴と正月四日の射弓宴が該當する。【6】の文章中には射弓宴に關する言及が全く無いため、ひとまず十二月三十日の宿館賜宴に對する謝表と考えた。またこの日には押宴使が宿館に派遣され宴會を催行するので(表3参照。なお「新定夏使儀注」でも同様)、高麗使側から押宴使への贈物がなされたのであろう(【24】)。

・正月一日、大安殿における元日稱賀および宴會に参加する。

【3】謝正旦赴御宴表

・正月二日、立春の幡勝を賜わる。

【9】謝春幡勝表

幡勝とは飾りものの細長い旗で、宋や遼、高麗では立春に幡勝を頒賜する慣例があった。⁽⁸⁾【9】によって、金でも立春に外國使臣に幡勝を下賜していることがわかる。なお表3では、この日に宿館で食糧や酒果の下賜を受けているが、高麗使節に対しても食糧・酒果がおくられた可能性は高いだろう。

・正月三日、大安殿における曲宴に参加する。

【7】謝花宴表

・正月四日、未詳。

・正月五日、仁政殿で入辭儀を行う。その後、宿館において公服・鞍馬などが使節人員に下賜される。

【10】乞辭表、【32】癸亥年入北朝賀一使修製本國朝辭日謝表、【11】謝朝辭日衣對鞍馬禮物表、【12】謝館餞宴表

入辭に先立ち、あらかじめ乞辭表を奉って入辭・離館の許しを請う（【10】）。入辭の日には、正使以下の使節人員に禮物が下賜された。【32】は、使節の修製官であった金克己が、自らに賜った禮物について謝した表であり、「今月某日朝辭の次で、伏して聖慈を蒙り、臣に公服一襲・銀腰帶一條・馬一疋を賜う」とある。使副はじめ、他の使節人員への賜物の詳細は不明である。ただ【11】には「輕裘・鞞帶、特に佩服の華を加え、逸驥・寶鞍、先ず透遲の役を寵す。兼ねて輿臺の賤に及び、例として帑藏の珍を蒙る」とあるから、革衣や革帶、鞍馬、さらに人夫や珍貴の品などが賜物に含まれていたようである。

・正月六日、宿館を出發して恩華館にいたり、餞宴が催される。送伴使と對面し、贈物をする。館伴使と別れ、送伴使とともに出發する。

〔13〕 謝離館表、〔12〕 謝館餞宴表、〔14〕 謝差送件表、〔25〕 送件贈物)

(3) 歸路開京へ

・平州を通過。

〔16〕 入金使臣回平州狀)

・東京遼陽府で餞宴が催される。

〔15〕 謝東京賜餞宴表)

・鴨綠江を渡る。

〔31〕 鴨江西岸望統軍峰、〔29〕 鴨江途中)

・二月下旬頃、開京に歸着する。

おわりに

以上、一二〇四年の賀正使節人員、金克己の撰述した文章を手掛かりとして、金朝の儀禮關聯史料、および宋人の使金記録から把握される金の外交使節迎接制度に照らし、使節の行程を復元してきた。推論を重ねた部分もあるが、麗金間の使節往來の具體像を描くという目的において、一定の成果を得られたと思う。最後に、本稿の考察を通じて認識された課題二点について述べ、結語にかえたい。まず一点は、彼ら外交使節の行った交易についてである。遣金高麗使節の行った交易に關しては、すでに若干の論考があるが、次にあげる史料を見ても、彼らの交易規模が小さなものでなかったことは容易に察せられる。

(八月) 是月、兩府宰樞奏す。每歲奉使して金に如く者、懋遷に利ありとし、多く土物を齎す。轉輸の弊、驛吏之に

苦しむ。夾帯・私横は宜しく定額有るべし。違者は職を奪え、と。詔す、可なりと。居すこといくばくなくして將軍李文中・韓正修等金に使用するに、厚利を失うことを恐れ、舊例に復することを請う。王又之を許す。〔高麗史〕卷二〇世家二〇明宗十三年)

また、多くの土物を携えて金に使い交易を行うのは高麗使節だけではない。

(正月)癸丑、有司に諭す、夏國使は館内貿易一日とせしむべし、と。尙書省言う、故事、貿易三日を許す、と。之に従う。〔金史〕卷九章宗本紀明昌二年)

右のように金が西夏使節の館内(宿館内か)における貿易を許していることも確認できるから、高麗使節が金で手にした交易物の中には、西夏使節のもたらした品物も含まれていたかもしれない。こうした交易がどのように展開されたのか、金朝の管理體制とともに解明されることが、使節交流の全體像を把握する上で不可欠である。

もう一点は、金の外交制度にみえる前代、就中遼の制度の影響である。一章で述べたように、金は當初から「すべて遼の舊制にのっとつて」⁽²⁷⁾ 通交することを高麗に求めたが、本稿の考察過程においてもそうした面はいくつか確認された。註(27)で觸れたように、金が高麗に三年に一度派遣した横宣使は遼代から行われていたものである。また二章で指摘したように、金都を訪れた定期使節はおよそ十日間滞在したが、宋遼間の外交使節の都城滞在期間は通常十日前後だったことがすでに指摘されている。⁽⁶⁰⁾ 加えて二章で言及した曲宴について振り返ると、その形式には宴の途中で侍宴者に簪花を賜うという特徴があり、ゆえに花宴とも稱された。この形式は、宋建國初期から行われていた大宴と類似しており、さらに『遼史』卷五一禮志四賓儀・曲宴宋使儀をみれば、遼朝で宋使に賜った宴會も同様の形式を有している。このように曲宴の儀禮一つをとってみても、宋・遼の宴會儀禮の影響が見られる。⁽⁶²⁾ 儀禮を含めた金の外交制度がどのように形作られていったのか、少なくとも宋・遼からの制度・文化の流れを想定しながら分析していく必要がある。あわせて今後の課題としたい。

註

- (1) 張南原他『高麗と北方文化』양사재、二〇一一年、ソウル。
- (2) 『高麗史』卷二二世家二二高宗八年十二月甲午、十四年正月戊午、同年十二月乙亥。
- (3) 『東文選』卷八三「金居士集序」。
- (4) 黃秉晟「高麗武人政權期の文人金克己の生涯と現實認識」『韓國思想史學』八、一九九七年、ソウル、八〇九頁。
- (5) 黃寬重「高麗與金・宋的關係」『アジア文化』創刊號、一九八六年、春川・姜吉仲「高麗與宋金外交經貿關係史論」第三章第二節「高麗與金之政治外交與貿易關係」文津出版、二〇〇四年、臺北・黃純艷「南宋と金の朝貢體系の中の高麗」『震檀學報』一一四、二〇一二年、ソウル。
- (6) 三上次男『金代政治・社會の研究』第四篇「金と高麗との關係」中央公論美術出版、一九七三年・金順子「一二世紀高麗と女眞・金の領土紛争と對應」『歴史と現實』八三、二〇一二年、ソウルなど。
- (7) 『高麗史』卷一四世家一四睿宗十一年四月辛未。
- (8) 『高麗史』卷一四世家一四睿宗十二年三月癸丑。
- (9) 『高麗史』卷一五世家一五仁宗四年三月辛卯、卷九七列傳一〇金富侗附富儀など。
- (10) 『高麗史』卷一五世家一五仁宗四年四月丁未。
- (11) 『高麗史』卷一五世家一五仁宗四年九月辛未、十月戊戌。
- (12) 『高麗史』卷一六世家一六仁宗七年十一月丙辰。
- (13) 『高麗史』卷一七世家一七仁宗二十年五月庚戌。
- (14) 『金史』には、この時期にも高麗から賀正使と賀聖節使が訪れたと記録されているがその記事はごく簡略であり、『高麗史』『高麗史節要』では同時期の金への使節派遣は見えない。さらに、高麗李文鐸の墓誌に「金の正豊（隆）年間に、金國で草賊が蜂起していることを聞いた。藩將等多くの者が「金國は内亂状態で、燕京は廢墟となった。よつてこれを取るのが良い」と言った。これにより高麗では使者を派遣しないことが數年續いた」とあることなどから、近藤剛氏は、『金史』の誤記であり、海陵王末のこの期間、高麗は使節を派遣していなかったとする（高麗前期の官僚李文鐸の墓誌を通じてみた高麗・金關係について）『教育・研究』中央大學附屬中學校・高等學校二四、二〇一一年。この間にも金からは定期使節が派遣されており、『高麗史』『高麗史節要』にも記録されていることは不自然に感じられるものの、本文でも言及したようにこの時期に高麗で北伐意識が昂揚していることを考えるならば、やはり高麗は金の状況をさぐりながら一時期使節派遣を（少なくとも王の派遣する正式な使節としては）中斷していたのであろう。
- (15) 『高麗史』卷一八世家一八毅宗十二年八月甲寅、九月庚申、十月乙卯。
- (16) 『高麗史』卷九九列傳二二庾應圭、『金史』卷一三五外國

傳下高麗など。

- (17) 『高麗史』 卷一九世家一九明宗元年七月癸未、己丑、八月甲辰、是歳、明宗二年二月己酉、五月壬申。
- (18) 『高麗史』 卷一〇〇列傳二三趙位寵、『金史』 卷一三五外國傳下高麗など。
- (19) 『高麗史』 卷一九世家一九明宗六年十二月壬子、七年三月乙巳、『金史』 卷七世宗本紀大定十七年正月壬寅、丙午など。ただし、獻じた玉帯のうち一つは誤って玉でなく石乳を用いたものであったが、金側は問罪せず受納した。
- (20) 『高麗史』 卷二二世家二二神宗元年六月癸酉、七月乙卯、二年二月甲子、四月乙酉など。
- (21) 『高麗史』 卷二二世家二二熙宗二年四月甲子。
- (22) 『高麗史』 卷二二世家二二熙宗七年五月、九月乙亥、十一月是月など。
- (23) 『金史』 卷一五宣宗本紀興定三年三月甲戌、卷一三五外國傳下高麗。
- (24) 『高麗史』 卷二二世家二二高宗即位年閏九月。一二三三年にも金への遣使を試みたが途中で引き返した(『高麗史』 卷二三世家二三高宗二十年三月)。
- (25) 『寶慶四明志』 卷六郡志六敘賦下市舶。
- (26) 朴漢男『高麗の對金外交政策研究』 卷末、成均館大學校博士論文、一九九三年、姜吉仲前掲註(5) 著書。
- (27) すでに朴漢男氏が指摘しているように(前掲註(26) 論文第四章第三節「高麗と金の使臣往來」、遼から高麗へも、一〇五〇年代以降、およそ三年に一度横宣使が派遣されて
- いる。遼からの横宣使はほぼ十一月に來着したのに對し、金の横宣使はほぼ六月に來ており、その點で遼代と異なるものの、三年一遣の周期は踏襲している。ちなみに金は西夏へも横宣使を派遣していたが、管見の限りその初見は高麗と同じく一四五年である(『金史』 卷六〇交聘表上皇統五年)。一六九九年まではほぼ高麗・西夏に對し同じ時期に發遣していたとみられるが、高麗で一七〇年に庚寅の亂が起こり王位交替の事情が疑われる事態となると、しばらく横宣使の派遣が止められ、一一七四年に再開されたため、これ以降西夏への派遣時期とずれることになった。
- (28) 『高麗史』 卷一九世家一九明宗七年正月庚戌。
- (29) 『高麗史』 卷一九世家一九明宗七年正月戊午。
- (30) 『高麗史』 卷一九世家一九明宗七年六月辛巳。
- (31) 『高麗史』 卷一九世家一九明宗七年十一月丙午。
- (32) 例えば、金からの最初の賀生辰使は一一二七年正月に來訪するが、それに對する謝賀生辰使は十一月に賀正使とともに發遣されている。
- (33) 韓政洙「高麗・金間使節の往來にあらわれた周期性と意味」『史學研究』 九一、二〇〇八年、ソウル。氏は、高麗から金への定期使行である進方物使・賀正使・謝賀生辰使・謝横宣使が十一月を中心に派遣され、金から高麗への定期使行である賀生辰使が十一月、横宣使が六月を中心に來朝していると指摘する(一一頁。賀生辰使に關しては一一二頁で、正月あるいは十一月を中心に派遣していると述べる)。その上で、派遣時期が固定されている理由に

ついで、高麗でこれらの時期に行われる年中行事のために中央に物品が集まっており、使節交易に便利であったと論じる。しかし高麗からの進方物使・謝賀生辰使・謝横宣使の派遣時期は、十一月に固定されているわけではなく、明宗代以降の例をみれば、本文で述べたように賀正使・賀聖節使のどちらかにあわせて派遣されていると見るのが妥当であり、金が派遣した賀生辰使の來朝時期の問題とは一旦區別して考える必要がある。氏が論じるように、使節交易の重要性には大いに注目すべきであり、高麗の國家的年中行事である八關會や燃燈會と、賀生辰使の來朝時期との關係も考察されるべきである。ただ、金使節の來朝時期の決定要因を、交易の利便性のみを求めることは難しい。例えば氏は、金からの横宣使が來朝する六月は、王の奉恩寺行幸・菩薩戒道場・都目政事が行われ、高麗では中央に物品が集まると同時に需要が高まる時期であって、横宣使の派遣が「高麗王室と臣僚らにとって大きな贈り物になった」とする(一一四・五頁)。しかし奉恩寺行幸・菩薩戒道場・都目政事によって、特に中央に物品が集まる時期とみなすことができるのか、また金が西夏に對しても高麗と同じ四月(たまに五月)に横宣使を派遣していることを考慮すれば、横宣使の發遣時期を高麗の年中行事にあわせたものとみるのが妥当であるのか疑問であり、再検討を要するものと考ええる。

(34) 毅宗六年は十一月十四日(甲辰)、一三年は十一月二二日(甲戌)に來賀。

(35) 明宗八年は正月十四日(己酉)、一二年は正月一日(乙巳)に來賀。

(36) 神宗四年は十二月一日(丁丑)、五年は十一月二八日(己巳)、六年も十一月二八日(壬辰)に來賀。

(37) 熙宗五年は十一月十四日(甲辰)に來賀。なお『高麗史』と『高麗史節要』によると、熙宗七年には五月と十一月の二回、賀生辰使が派遣されて來ている。この熙宗七年五月(日附不明)の賀生辰使の記録が事實に基づくものであれば、管見の限り、本當の高麗王の生日に來賀した最初で最後の金使節である。

(38) 『四六』卷四事大表狀には、崔誥が撰した「又(明癸卯恭睿之喪)」と題する表文が収録されている。これは一一八三年、金に恭睿太后任氏の死去を知らせるために作成されたものであるが、文中に「況んや明年正月十九日は、是臣の生日なり」とあり、ここからも高麗側が金に明宗の生日を正月十九日と傳えていたことは明らかである。

(39) 『金史』卷三八禮志一朝辭儀、大定二十九年三月の記事。なお、當該記事では最後に「御史大夫唐括貢・中丞李晏・刑部尚書兼右諫議大夫完顏守貞等、亦皆不可を言う。上、初め之に従うも、既にして竟に襄の議を用い、有司をして移報せしめ、聖誕の實を明知せしめて特に其日を改め、以て優待行人の意を示す。」とあり、あたかも節日を改めしたかのようにあるが、章宗の天壽節は『金史』本紀や交聘表、さらに『高麗史』の賀聖節使派遣記録を見ても、九月一日にあり、變更されていない。

- (40) 傅樂煥『遼史叢考』「宋遼聘使表稿」(三)丙「遼帝后生辰改期受賀考」中華書局、一九八四年、北京。
- (41) 次の一〇八五年の記事で、宣宗の生日に間に合わなかった遼の賀生辰使が嘲笑されているように、この時期までは賀生辰使は高麗王の生日に合わせて来るものであった。(九月壬子)遼、御史中丞李可及を遣わし生辰を來賀するも、期に及ばず。人、之を嘲いて曰く、使名可及にして何ぞ及ばざるや、と。〔高麗史〕卷一〇世家一〇宣宗二年十二月丁巳。
- (42) 『高麗史』卷一一家二一肅宗即位年十一月己未、元年十二月丁巳。
- (43) 『高麗史』卷一一家二一肅宗三年十二月丙戌、四年十二月壬寅、五年十二月癸巳など。なお、次の睿宗は正月七日生まれであり、遼使は正月に來賀している。
- (44) 賀正使の歸朝記録ではないが、一四八八年の賀正使に行したと考えられる進奉使王軾は、前年の十一月二十日に差遣され二月二六日に歸朝している。〔高麗史〕卷一七世家一七毅宗元年十一月庚辰・二年二月乙卯)
- (45) 『高麗史』卷一一家二二神宗六年十一月壬辰。
- (46) 『高麗史』卷一一家二二神宗六年七月辛未、戊寅。なお、一二〇三年には横宣使が來到していないので、謝横宣使は派遣されなかったとみて問題ない。
- (47) 于杰・于光度『金中都』北京出版社、一九八九年。
- (48) 丹墀は、宮殿の前の赤く塗られた地面、または臺階をいう。ただしこの丹墀にあたる場所について、『北行日録』乾道五年十二月二十九日條では「殿下の大甍」と記し、
- (49) 「上に一品から七品までの牌子が置かれている」と説明している。おそらく大きな赤い絨毯のようなものが仁政殿庭に廣げられており、その上に品階を示す牌子が竝べられていたのであろう。
- (50) 『攻媿集』卷一一北行日録上および卷一一二北行日録下によった。
- (51) 『金史』卷三八禮志一一新定夏使儀注。
- (52) 『北行日録』乾道五年十二月二十九日。なお使節の宿館については、先に本文で掲げた『金史』卷三八禮志一一の皇統二年(一一四二)の記事で、入辭の際の高麗・西夏使への賜物は會同館で賜うことが記されており、高麗・西夏使節が會同館を宿館としていたようにも思われる。また宋の周必大の文集『文忠集』卷一七三收録の『思陵錄』に「淳熙十五年二月二十一日、燕京燕賓館に至る、宴畢りて來寧館に入る、蓋し泛使の館なり」とあり、宋使が來寧館に滞在したこともあった。會同館・來寧館ともに外國使節のための施設であり、宿泊する使節が固定されていたわけではなかったのであろう。
- (53) この三使は『金史』卷六一交聘表中の大定九年十二月庚戌(二九日)に「高麗太府少卿裴衍謝賜生日、司宰少卿李世美謝横賜」、十年正月壬子朔に「高麗禮賓少卿陳升賀正旦」と記されている。
- (54) なお本稿の主題とは離れるので、あまり紙幅を割くことはいらないが、國際秩序の變化の外交儀禮への投影という観点からみると、「新定夏使儀注」は非常に興味深い史料で

ある。この儀注は、一二二五年の和議によって西夏の立場が従来に比べて上昇した状況を反映して作成されたものであるため、世宗代のもと考えられる『金史』『大金集禮』の儀式次第と比べると、様々な點で西夏使節の待遇上昇が指摘できる。たとえば、本文で示したように、『金史』

〔大金集禮〕も同様の儀式次第では、入見の際、西夏使は露階において西夏王の挨拶を跪奏したが、「新定夏使儀注」では、昇殿して欄内に入り「弟大夏皇帝、兄大金皇帝に致問す」と跪奏することになっている。

(54) なお射弓宴に関しては、金末に至って行われなくなったのか、あるいはもともと宋使節には行いが西夏使節（および高麗使節）には行わないものだったのか、明確にはしがない。ただ、一一七〇年の宋賀正使節の記録では、宋・高麗・西夏使がみな九日目に入辭儀を行っているから、この時期には、三國の使節はともに中都において十日間のスケジュールをこなすことになっていた。一二二二年にも宋賀正使節は十日間滞在しているから、高麗・西夏もやはり十日滞在した可能性が高い。それが金最末期に至り、少なくとも西夏使節は滞在日数が一日短縮されたのである。

(55) もちろん、毎回その規定通りに事が運ぶわけではなかった。一一七六年の賀聖節の場合、二月二七日に會同館に入見し、二九日に入見したが（高麗・西夏使も同日に入見している）、三月一日の稱賀は雨のため免じられ、九日に入見し、十日に出立している（『北轅錄』）。三月初の雨のために滞在が延ばされたのであろう。

(56) 例えば一二一七年正月に、金が高麗に蒲鮮萬奴の叛逆を傳えた際には、金來遠城から高麗の寧徳城に移牒している。鴨綠江西岸の現遼寧省丹東市九連城鎮に位置した來遠城は金領であつて、對岸の義州は高麗領であつたから、當時朝鮮半島西北の國境は鴨綠江であつたと考えて問題ない。（正月）甲申、金來遠城、寧徳城に移牒して曰く、「叛賊萬奴、本は契丹と同心たり……」（『高麗史』卷二二世家二二高宗四年）

(57) 『金史』卷五六百官志一宣徽院・引進司。

(58) 『遼史』卷五三禮志六嘉儀下・立春儀には、立春に臣僚に幡勝を下賜することが記されている。また宋の韓琦（一〇〇八〜七五）の『安陽集』卷三九に収録された「謝春盤幡勝狀」をみると、遼で宋使臣が立春に幡勝を下賜されていることがわかる。『宋史』卷一一九禮志二二賓禮四朝臣節節餽饌にも立春の幡勝下賜が記されており、高麗でも例えば『高麗史』卷一九世家一九明宗三年正月戊寅に「立春を賀し、春幡子を賜う。皆舊例に循るなり」とあるように、立春に幡勝を頒賜することが慣例となっていた。

(59) 朴漢男「十二世紀麗金貿易に對する檢討」『大東文化研究』三一、一九九六年、ソウル。また丸龜金作「高麗と契丹・女眞との貿易關係」『歴史學研究』五一二六、一九三五年などでも言及している。

(60) 前掲註(40)傳樂煥論文二四一頁。

(61) 拙稿「高麗の宴會儀禮と宋の大宴」『宋代中國』の相對化』汲古書院、二〇〇九年。

(62)

金における王朝儀禮の整備にあたっては、『金史』卷二八禮志一の冒頭にも端的に述べられているように、特に世宗代を中心に多く唐・宋の制度を参照し踏襲している。各

儀禮の整備過程や舉行實態については、さらに個別の研究が求められる。

SYSTEMATIZATION OF THE ORGANIZATION AND NUMBER OF EARLY QING SUPERVISING SECRETARIES AND CENSORS (科道)

XIANG Qiaofeng

From the perspective of official personnel from the Ming dynasty onward, Supervising Secretaries and Censors were the “pure and vital” posts that, along with the membership in the Hanlin Academy (翰林院) and the Ministry of Personnel (吏部), were the most important approaches for advancement to Senior Officials (京堂官), Minister of the Ministry of Personnel (吏部尙書) and Grand Secretary of the Grand Secretariat (內閣大學士).

Supervising Secretaries and Censors supervised the Six Ministries which were primarily responsible for administration, amending the imperial political system and restraining the emperor’s actions with their proposals, however, the pure and vital position was abolished at the start of the Shunzhi’s (順治) reign due to the dissatisfaction of the Qing emperor at being constrained. The direct measures taken were cutting back the number of Supervising Secretaries and Censors and adding Manchu members and thus increasing their Manchu character. By weakening the power of Remonstrance Officials (言官), the emperor prevented their collusion and strengthened Manchu imperial power.

As a result, Supervising Secretaries and Censors were reorganized, thus Chinese bureaucracy and politics were transformed remarkably during the period when the Ming Dynasty was being replaced with the Qing.

THE DIPLOMATIC SYSTEM OF THE JIN DYNASTY AND THE EMBASSIES FROM KORYŎ : AN ATTEMPT AT THE RECONSTRUCTION OF THE ROUTE OF THE NEW YEAR’S EMBASSY FROM KORYŎ TO JIN IN 1204

TOYOSHIMA Yuka

In this article I examined the diplomatic embassies between Koryŏ Korea and the Jin dynasty with the purpose of revealing new aspects of the diplomatic system in Northeast Asia during the 12th-13th century. I paid special attention to docu-

ments composed by Kim Kūk-ki 金克己 during his travel from Koryō to Jin as member of the New Year's embassy to the Jin court in 1204. To analyze these texts, I first consulted historical sources concerning the court ceremonies of the Jin dynasty and travel accounts to Jin written by Song Chinese, in order to understand the system of diplomatic ceremonies and protocol in Jin. Then, I reconstructed the route of the Korean embassy to Jin based on the information from these sources.

In Part One, I briefly summarized the historical relationship between Koryō and Jin, looking at the questions : what kinds of embassies and how many embassies were sent between these two countries? Next, in Part Two, I reconstructed the route between Kaegyōng 開京 in Koryō and the capital of Jin based on the texts composed by Kim Kūk-ki, travel records made by other Korean embassies to Jin, and travel records to Jin written by Song Chinese. I also drew a map of this travel route based on these results. Further, I also investigated the schedule of the Korean embassy in the Jin capital by comparing it with the schedule of the Song and Xixia embassies during their stays in the Jin capital. For that purpose, I first analyzed sources on diplomatic protocol in Jin and travel records of Song Chinese to Jin, and revealed the schedule and diplomatic protocol applied to foreign embassies by the Jin court in general. By comparing the texts of Kim Kūk-ki with the information from these sources, I drew a picture of the activities of diplomatic embassies from Song, Koryō and Xixia in the Jin capital, and clarified the differences and hierarchy in the treatment toward these three countries by Jin.

The Korean embassy to Jin in 1204, which is the main topic in this article, is one of the earliest embassies sent from the Korean peninsula to a Chinese dynasty as an official embassy to Yanjing (*yōnhaengsa* 燕行使). In the later centuries, during the Yuan, Ming and Qing dynasty embassies were frequently sent to Yanjing, with the purpose of diplomatic negotiations, trade and cultural interaction. These activities exerted great influence on society on the Korean peninsula. As a further research topic, I would like to examine the importance of embassies during the Jin period in the context of the history of Sino-Korean diplomatic relations.